
ホルムアルデヒド発散建築材料 性能評価申請ガイド

建築基準法施行令第20条の7 第2項、第3項、第4項

一般財団法人ベターリビング

注：本要領は予告なく変更することがあります。申し込みにあたっては担当者にご確認いただけますようお願い申し上げます。

ホルムアルデヒド発散建築材料 性能評価申請ガイド 目次

1. はじめに.....	3
2. 対象となる建築材料及び性能区分等.....	4
3. 標準的な手続きの流れ.....	5
4. 申請の考え方.....	6
5. 図書作成要領.....	7
5.1. 申請図書等の体裁.....	7
5.2. 申請図書の構成.....	8
(1) 申請図書の構成.....	8
5.3. 記載方法.....	8
(1) 性能評価申請書.....	8
(2) 目次.....	9
(3) 申請建築材料の対象告示等に関する調査票.....	9
(4) 性能評価申請の概要及び仕様.....	9
(4-1) 件名.....	9
(4-2) 申請建築材料の形状・寸法等.....	9
(4-3) 申請建築材料の構成.....	9
(4-4) 申請建築材料の断面図・平面図.....	16
(4-5) 申請仕様の範囲とホルムアルデヒド発散に影響する因子の説明書.....	16
(4-6) ホルムアルデヒド放散量試験 試験体仕様.....	17
(4-7) 材料の製造工程等に関する説明.....	17
(4-8) 施工方法（用途）.....	17
(4-9) 申請会社等の概要.....	17
(4-10) その他必要な図書.....	17
6. 試験体作成要領.....	18
6.1. 試験体採取報告書の提出.....	18
6.2. 試験体の採取と切断.....	18
6.3. 試験体の梱包.....	18
6.4. 試験体送付先.....	18
7. その他の手続き等.....	19
7.1. 申請の取下げ.....	19
7.2. 申請内容の変更.....	19
8. 性能評価手数料.....	19
8.1. 性能評価手数料.....	19
8.2. 支払方法等.....	19
9. 担当者及び連絡先.....	20
10. 国土交通大臣への申請のお手伝い.....	20
11. 建築確認手続き等の運用改善の方針について.....	21
12. 変更履歴.....	21

ホルムアルデヒド発散建築材料 性能評価申請ガイド

1. はじめに

建築材料等から発散する化学物質が原因となる室内空気汚染により、シックハウス症候群と呼ばれる居住者の健康障害が報告されています。そのため建築基準法は、平成15年7月からシックハウス対策のための建築基準法を施行しました。

建築基準法改正により、ホルムアルデヒドを含む建材の等級区分に基づき、居室に使用する材料の面積に制限が加わり、また機械換気システムの設置の義務化がなされています。ホルムアルデヒド発散建築材料（規制対象建築材料）は、告示で列記され、JIS、JASで等級区分された材料または国土交通大臣認定が必要です。

一般財団法人ベターリビングは、国土交通大臣の指定を受け、指定性能評価機関として、ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価を実施し、大臣認定のための性能評価書の発行を行っています。

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価のためには、性能評価申請書の提出が必要となり、その中には構成材料の詳細資料の添付が要求されています。ベターリビングは提出頂いた申請書などの資料に基づき試験体を選定し、性能試験を実施します。また性能試験結果に基づき性能評価書を作成するため、申請書に必要なかつ十分な情報が記載されていない場合、性能評価を行うことが困難となります。

この申請ガイドは、提出申請書の記載方法について解説することで、申請書記載時に生じる疑問点を解消できるようにしたものです。本申請ガイドを有効に利用し、建築材料から発散するホルムアルデヒドを適切に評価できるよう、ご協力をお願いします。

2. 対象となる建築材料及び性能区分等

対象となる建築材料は、原則として平成 14 年国土交通省告示第 1113 号に規定されている第一種ホルムアルデヒド発散建築材料となります。(以下、「規制対象建築材料」という。)

JIS 又は JAS でホルムアルデヒド放散量の区分がなされた材料は、原則として大臣認定の取得は必要ありません。表 1 にホルムアルデヒド発散建築材料の区分を示します。

表 1 ホルムアルデヒド発散建築材料の区分

No.	大臣認定条項	告示で定める建築材料	性能
1	令第 20 条の 7 第 2 項	第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	夏季において、ホルムアルデヒドの発散量が、 $0.12\text{mg}/\text{m}^3 \cdot \text{hr}$ 以下であること
2	令第 20 条の 7 第 3 項	第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	夏季において、ホルムアルデヒドの発散量が、 $0.02\text{mg}/\text{m}^3 \cdot \text{hr}$ 以下であること
3	令第 20 条の 7 第 4 項	該当せず	夏季において、ホルムアルデヒドの発散量が、 $0.005\text{mg}/\text{m}^3 \cdot \text{hr}$ 以下であること

【参考】

平成 14 年国土交通省告示第 1113 号に規定されている建築材料

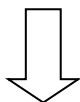
①合板 ②木質系フローリング ③構造用パネル ④集成材 ⑤単板積層材
 ⑥MDF ⑦パーティクルボード ⑧木材のひき板等を指定樹脂等を用いた接着剤で板状に成形したもの ⑨ユリア樹脂板 ⑩壁紙 ⑪壁紙施工用でんぷん系接着剤、ホルムアルデヒド水溶液又は指定樹脂等を用いた接着剤 ⑫ロックウール又はグラスウールを含む保温材等 ⑬ロックウール又はグラスウールを含む緩衝材 ⑭ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を含む断熱材 ⑮指定樹脂等を用いた告示に掲げる塗料（施工時に塗布されるものに限る。） ⑯指定樹脂等を用いた告示に掲げる仕上塗材（施工時に塗布されるものに限る。） ⑰指定樹脂等を用いた告示に掲げる接着剤（施工時に塗布されるものに限る。）

指定樹脂等：ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂及びホルムアルデヒド系防腐剤

3. 標準的な手続きの流れ

事前相談から国土交通大臣への認定申請までの標準的な手続きは以下の通りです。

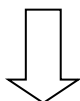
事前相談



申請に当たっては、予め担当者と打合せを行い、申請に必要な資料等を確認してください。また、打合せまでに以下の点を充分検討してください。

1. 申請の対象及び申請区分
2. 申請の仕様及びその範囲
3. 試験を実施する場合、試験体の選定根拠

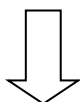
申請・引受



申請図書は、記載漏れ、添付漏れなどがないようにまとめてください。詳細は申請区分毎に、申請ガイド（下記リンク）の5、図書作成要領に従ってください。（下線はホームページより情報を入手して下さい。）

- ⇒[申請ガイド](#)
- ⇒[性能評価申請書](#)
- ⇒[性能評価申請書記載例](#)
- ⇒[試験体作成要領](#)／⇒[件名の付け方](#)
- ⇒[断面図記載例](#)
- ⇒試験体仕様（記入例）：[化粧パーティクルボード](#)／[合板](#)／[集成材](#)

試験・評価



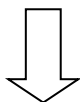
評価は、まず申請範囲内のサンプルについて試験を実施し、得られた結果と併せて申請図書による書面による評価を行います。

試験方法は、原則、チャンバー法ですが、当該建築材料のJIS又はJAS規格にホルムアルデヒドの放射量の測定についてデシケーター法が規定されている建築材料については、当該方法で行うことも可能です。

（下線はホームページより情報を入手して下さい。）

- ⇒[ホルムアルデヒド発散建築材料の業務方法書](#)

評価書交付



評価終了後、性能評価書を作成し交付します。申請図書に修正等がある場合には、評価において指摘を受けた内容等を反映し、最終版として取りまとめて提出していただきます。

- ⇒[構造方法等の認定申請に係る書類の封印について](#)

大臣認定申請

申請者は、ベターリビングが交付した性能評価書を添えて、国土交通大臣に認定の申請を行います。希望があれば、ベターリビングが認定申請の代行を行います。

- ⇒[認定申請のお手伝い](#)

4. 申請の考え方

申請材料は、平成 14 年国土交通省告示第 1113 号～1115 号で示すホルムアルデヒド発散建築材料に該当していることが必要です。該当しないものは、性能評価の対象となりません。また規制対象となる建築材料を明確にする必要から、原則として複数のホルムアルデヒド発散建築材料を同一案件で評価することはできません。

ただしホルムアルデヒド発散建築材料以外の構成材料については、ホルムアルデヒド発散に影響しないことが明確な場合に限り、同一案件として性能評価を実施することが可能です。

同一案件として性能評価を実施することが可能な条件を表 2 にまとめています。詳細につきましては、事前に担当者でご相談下さい。

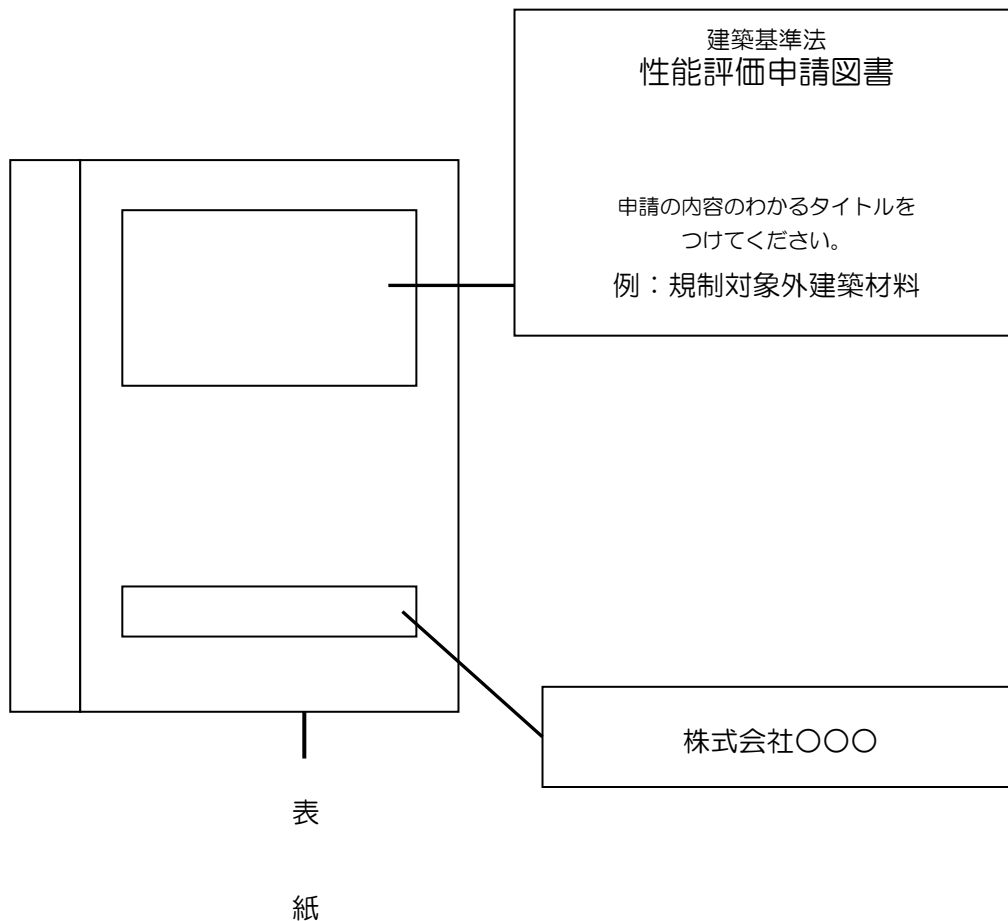
表 2 同一案件として評価可能と考えられる例

同一案件とすることが可能な材料構成要素	仕様等の例
厚さ	規制対象建築材料の厚さが異なる場合、ホルムアルデヒド発散が最大となる材料厚さを、接着剤含有量や表面からの発散量推定などから説明できる場合は、厚さの異なる材料を同一案件として申請することが可能です。ただし、評価試験は当該申請の中から複数の厚さの材料について試験を実施することがあります。
仕上材の種類	ホルムアルデヒドを含まない仕上材であることが、MSDS で確認できれば、複数の仕上材を同一案件として申請することが可能です。ただし、当該申請の仕上材の中で最も透湿抵抗の小さい仕上材を試験体として選定する必要があるため、これらのデータの添付が必要となります。
塗装の種類	ホルムアルデヒドを含まない塗料であることが、MSDS や(社)日本塗料工業会が行う自主管理登録で確認できれば、複数の塗料を同一案件として申請することが可能です。ただし、当該申請の中でホルムアルデヒドが発散しやすい塗料を試験体として選定する必要があります。
接着剤の種類	ホルムアルデヒドを含まない接着剤であることが、MSDS や日本接着剤工業会が行うノンホルムアルデヒド登録で確認できれば、複数の接着剤を同一案件として申請することが可能です。ただし、当該申請の中でホルムアルデヒドが発散しやすい条件の接着剤を試験体として選定する必要があります。
木材の樹種	木材の樹種は、樹種名が確認できる資料と生産実績や生産量に関する資料の提出が必要となりますが、同一案件で複数樹種を申請することが可能です。ただし申請範囲の樹種から、複数の樹種について試験を実施する場合があります。

5. 図書作成要領

5.1. 申請図書等の体裁

- ① 一申請毎に1ファイルとします。
- ② 通し頁を付けて下さい。
- ③ 書類は項目毎にインデックスを付けて下さい。
- ④ 図書作成は、ワードプロセッサ等での作成を原則とします。また、申請図書をデータでご提出頂く場合もあります。その際は御協力下さい。
- ⑤ 図書は原則A4版で作成下さい。
- ⑥ 提出部数は、正本1部、副本1部の合計2部を提出下さい。また、必要に応じて更に副本を提出していただくことがありますのでご協力下さい。
- ⑦ 提出ファイルは、A4版（おおよそ310mm×235mm）の大きさとし、厚紙等の表紙でできており、2穴ファイリング式のものでお願いします。
- ⑧ 表紙は、下記の例に従って作成をお願いします。



5.2. 申請図書の構成

(1) 申請図書の構成

申請図書は、表 3に示す申請図書の構成にしたがって下さい。

表 3 申請図書の構成

書類の種類	備考
1. 性能評価申請書	様式1 参照
2. 目次	
3. 申請建築材料の対象告示等に関する調査票	様式2 参照
4. 性能評価申請の概要	様式3 参照
5. 申請仕様の断面図・平面図	様式4 参照
6. 申請仕様の範囲とホルムアルデヒド発散に影響する因子の説明書	様式5 参照
7. ホルムアルデヒド放散量試験 試験体仕様	様式6 参照
8. 材料の製造工程等に関する説明	様式7 参照
9. 施工方法（用途）	様式8 参照
10.申請会社等の概要	様式9 参照
11.MSDS など評価必要なその他の資料	
12.試験体採取報告書	様式10 参照

5.3. 記載方法

(1) 性能評価申請書

- 性能評価申請書（様式1）に必要事項を記入して下さい。
 - 申請建築材料が適合を希望する該当条項を記載して下さい。
 - F☆☆☆☆の申請の場合は、令第20条の7 第4項
 - F☆☆☆ の申請の場合は、令第20条の7 第3項
 - F☆☆ の申請の場合は、令第20条の7 第2項
 - 別紙のホルムアルデヒド発散建築材料の件名のつけ方に関する基本ルールに従って件名を付けて下さい。構成が複雑で基本ルールでは判断できない場合は、事務局担当者にご相談ください。
 - 件名の後に「(件名) の性能評価」と記載してください。
 - 連絡先の担当者は、申請の内容について回答できる方として下さい。

(2) 目次

- ・様式は特に用意しておりません。
- ・A4版で作成して下さい。

(3) 申請建築材料の対象告示等に関する調査票

- ・様式2に必要事項を記入して下さい。
- ・本調査票は、申請建築材料が告示対象のいずれの建築材料であるか、JIS又はJASの取得状況、今後の取得予定等を記載していただくものです。
- ・なお、今後の取得予定の回答は、評価結果に影響するものではありません。

(4) 性能評価申請の概要及び仕様

申請される建築材料、構成等により、必要な項目又は不要な項目を適宜、追加、又は削除を行い、様式3にまとめて下さい。

(4-1) 件名

- ・件名は、申請書に記載した件名と同様の件名を記載して下さい。

(4-2) 申請建築材料の形状・寸法等

申請建築材料の形状、層構成（表面の塗装の有無、表面材の張り方等）、寸法等を記載する部分です。以下に記載項目の注意事項をまとめました。参考にして下さい。

- ・「形状」については、申請建築材料の全体の形状（例：平板、波板、アール形等）を記載して下さい。
- ・「表面の形状」については、平滑、エンボス等の表面の形状を記載して下さい。
- ・「表面の塗装」については、表面への塗装仕上げの有無を記載するとともに、塗装有りの場合には、塗装を行う面（例：片面、両面、片面又は両面）、塗装を行う使用が限定されている場合等の仕様（例：〇〇材を表面に張る場合に行う。等）等を記載して下さい。
- ・「表面材の張り方」については、表面材の有無を記載するとともに、表面材有りの場合には、表面材を張る面（例：片面、両面、片面又は両面）を記載して下さい。
- ・「幅（mm）」「長さ（mm）」については、最小寸法及び最大寸法を幅で記載するとともに公差も併せて記載して下さい。（例：200～2,000±5）なおこの材料を施工した場合の面積制限には、幅・長さの概念がないため、評価書では記載を省略することもあります。
- ・「厚さ（mm）」については、申請される厚さ全てを記載するとともに公差も併せて記載して下さい。（例：10、15、20±1）
- ・「密度（kg/m³）」については、申請建築材料の全体の密度を、公差も併せて記載して下さい。
- ・接着剤のみで申請される場合、次の項目を必ず記載して下さい
状態、固形分量（%）、塗布量（g/m²）、膜厚（μm）、比重

(4-3) 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成は、申請建築材料の構成材の仕様、規格を記載して頂くものです。構成材を居室に面する側から順に記載して下さい。以下に各構成材料の項目ごとに注意事項を

まとめました。参考にして下さい。

①塗料

- ・ 使用する塗料名（一般名）を記載して下さい。複数の塗料を使用する場合、全ての塗料を記載して下さい。
- ・ 塗料名については、(社)日本塗料工業会のホルムアルデヒド自主管理登録／塗料分類別リスト

(<http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/formaldehyde/bycat/index.html>)を参考にして下さい。

記号	分類	登録数
AC	アクリル樹脂系塗料	557
AR	アルキド樹脂系塗料	220
EM	合成樹脂エマルジョンペイント	1181
EP	エポキシ樹脂系塗料	885
L	ラッカー系塗料	263
N	天然系塗料	19
O	その他	407
P	不飽和ポリエステル樹脂系塗料	70
U	ウレタン樹脂系塗料	1647
V	ビニル樹脂系塗料	48
W	水溶性樹脂系塗料	184

((社)日本塗料工業会ホームページより引用)

- ・ 塗料の塗布量 (g/m²) を記載して下さい。下塗り、中塗り、上塗り等がある場合、それぞれの塗布量を記載して下さい。記載にあたっては、公差を必ず記載して下さい。(例：150 ±15 (製造時))
- ・ 塗料の組成及びその比率を質量%で記載して下さい。なお、全体で 100%となるようにして下さい。また、当該塗料の MSDS(材料安全データシート)を添付して下さい。ただし、JIS 品、大臣認定品、(社)日本塗料工業会のホルムアルデヒド自主管理登録の場合は認定品であることが確認できる資料を添付頂ければ、組成の記載は不要です。

②仕上材等（張り材）

- ・ 使用する仕上材の一般名称を記載して下さい。複数の仕上材を使用する場合、全ての仕上材を記載して下さい。
- ・ 使用する仕上材（張り材）が、JIS品、第三者から品質証明を受けている場合等は、その適合している規格番号等を記載してください。また、それらを証明する認定書を添付して下さい。
- ・ 使用する仕上材の厚さ（mm）及び質量（g/m²）を記載して下さい。併せて公差を記載して下さい。
- ・ 当該仕上材のMSDSを添付資料として付けて下さい。
- ・ 透湿抵抗等に関する試験データ等がある場合、これらのデータを添付して下さい。（仕上材が複数種類ある場合、試験体選定のための資料となります。）

③接着剤

- ・ 使用する接着剤名（一般名）を記載して下さい。複数の接着剤を使用する場合、全ての接着剤を記載して下さい。
- ・ 接着剤名は、日本接着剤工業会の統計情報（<http://www.jaia.gr.jp/O5toukei.html>）を参考にして下さい。

接着剤種類別生産量推移							(単位:トン)
接着剤	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
ユリア樹脂系接着剤	119,624	104,303	112,353	106,907	101,226	72,592	
メラミン樹脂系接着剤	109,167	110,159	114,268	106,439	112,091	66,778	
フェノール樹脂系接着剤	65,468	76,761	79,192	78,041	96,908	82,761	
【溶剤形接着剤】							
酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤	7,057	5,716	5,350	4,612	4,025	3,479	
その他の樹脂系溶剤形接着剤	14,743	15,008	13,507	13,410	12,859	20,366	
CR系溶剤形接着剤	20,479	18,267	18,997	17,722	16,485	13,506	
その他の合成ゴム系溶剤形接着剤	10,754	12,639	11,748	10,691	10,466	11,887	
天然ゴム系溶剤形接着剤	4,240	3,824	2,501	2,295	1,150	1,003	
【水性形接着剤】							
酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤	109,524	106,019	97,446	96,483	91,927	84,926	
酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョン形接着剤	8,456	8,659	9,688	9,787	10,269	6,710	
EVA樹脂系エマルジョン形接着剤	46,248	41,022	44,304	45,342	44,663	36,376	
アクリル樹脂系エマルジョン形接着剤	71,402	78,369	83,071	84,680	73,883	49,946	
その他の樹脂系エマルジョン形接着剤	34,970	45,461	47,304	48,237	26,288	6,070	
水性高分子-イソシアネート系接着剤	21,610	21,541	21,903	24,310	22,232	16,112	
合成ゴム系ラテックス型接着剤	16,067	16,870	18,484	18,415	18,034	13,088	
その他の水性形接着剤	10,657	11,232	11,794	11,973	11,566	5,665	
【ホットメルト形接着剤】							
EVA樹脂系ホットメルト形接着剤	50,985	52,617	55,248	57,231	53,285	41,096	
合成ゴム系ホットメルト形接着剤	43,271	47,785	52,124	52,827	51,748	52,799	
その他のホットメルト形接着剤	6,549	7,561	10,788	12,365	12,517	13,810	
【反応形接着剤】							
エポキシ樹脂系接着剤	22,194	22,298	20,091	20,093	18,443	19,037	
シアノアクリレート系接着剤	917	999	1,099	1,101	946	870	
ポリウレタン系接着剤	60,941	59,296	51,984	56,520	61,205	64,193	
アクリル樹脂系接着剤	974	1,062	1,435	1,588	1,607	1,402	
その他の反応形接着剤	8,743	12,304	12,267	12,655	12,421	15,262	
【感圧形接着剤】							
アクリル樹脂系感圧形接着剤	107,777	117,477	129,225	140,830	151,254	54,852	
ゴム系感圧形接着剤	56,740	49,931	54,924	53,341	30,944	18,780	
その他の感圧形接着剤	383	894	1,944	2,004	1,890	403	
【その他接着剤】							
10,410	11,162	18,343	19,351	14,531	13,584		
【工業用シーリング材】							
43,113	45,755	43,047	44,969	43,041	27,743		
合計	1,083,463	1,104,991	1,144,429	1,154,219	1,107,905	815,116	

(日本接着剤工業会ホームページより引用)

【参考】フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

エマルジョン（英:Emulsion）とは、分散質・分散媒が共に液体である分散系溶液のこと。乳濁液（にゅうだくえき）あるいは乳剤（にゅうざい）ともいう。身近な例としてはマヨネーズ・木工用接着剤・アクリル絵具・写真フィルムの感光層・アスファルト舗装のシーリング剤が挙げられる。

分離している2つの液体をエマルジョンにすることを乳化（にゅうか）といい、乳化する作用を持つ物質を乳化剤（にゅうかざい）という。

古い文献などではエマルジョンという表記も見られるが、これはドイツ語読みである（正確な発音はエムルジオーン）。現在、JIS規格ではエマルジョンと表記するのが正しい。また、同義語として、ラテックスという語も広く使用されている。

- ・ 集成材のフィンガージョイント部と積層部等や、仕上材の接着などで使用する接着剤が異なる場合、それぞれについて接着剤種類、塗布量を明確にしてください。
- ・ 使用する接着剤が、JIS品、大臣認定品、日本接着剤工業会のノンホルムアルデヒド登録製品である場合は、適合している規格番号、認定番号、登録番号を記載してください。また、それらを証明する認定書等を添付してください。
- ・ 接着剤の塗布量（g/m²）を記載してください。記載にあたっては、公差を必ず記載してください。（例：150±15（製造時））
- ・ 接着剤の組成及びその比率を質量%ベースで記載してください。組成は全体で100%となるようにしてください。また、当該接着剤のMSDS(材料安全データシート)を添付してください。ただし、JIS品、大臣認定品、日本接着剤工業会のノンホルムアルデヒド登録製品である場合は、組成の記載は不要です。
- ・ 接着剤のみの申請の場合、接着剤を構成する全ての材料及びその比率を質量%で記載してください。なお、全体で100%となるよう注意してください。

④基材等

- ・ 使用する基材名（一般名）を記載してください。
- ・ 使用する基材が、JIS品、JAS品、大臣認定品でホルムアルデヒドの発散に関する等級が明確な場合は、その適合している規格番号及び適合等級、認定番号を記載してください。また、それらを証明する認定書等を添付してください。
- ・ 基材の厚さ（mm）、密度（kg/m³）を記載してください。記載にあたっては、公差を必ず記載してください。（例：15.0±2.0）
- ・ 基材がJIS品等でなくホルムアルデヒドの発散に関する等級が不明な場合、以下の建築材料ごとに必要な事項を記載してください。基材に用いる接着剤はホルムアルデヒドを含むことが多く、接着剤に関する情報は必要不可欠となりますので注意してください。

◆MDF、パーティクルボードの場合

厚さ、密度、組成及びその比率を質量%で記載してください。組成比率は合計が100%となるようにしてください。また、組成の中では接着剤について、その組成及びその比率を質量%で記載してください。併せてMSDS(製品安全データシート)を添付してください。

パーティクルボードの記載例

厚さ(mm)：○○±○

密度(kg/m³)：○○○±○○

パーティクルボードの組成（質量%）

木材小片	〇〇±〇
〇〇樹脂系接着剤	〇〇±〇
〇〇（物質名）	〇〇±〇

接着剤の組成（質量％）

〇〇樹脂	〇〇±〇
水	〇〇±〇
〇〇（物質名）	〇〇±〇
ホルムアルデヒド	〇〇±〇

（接着剤の MSDS 必須、日本接着剤工業会の登録番号など）

以上の情報からボード 1 m²あたりの接着剤量(g)が計算できます。

接着剤量(g) = ボード体積(m³) × 密度(kg/m³) × 接着剤質量(%) / 100 × 1000

ボード体積は 1(m²) × 厚さ(m)

◆合板、単板積層板の場合

厚さ、密度、単板樹種、単板厚さ、プライ数、接着剤種類、接着剤塗布量を記載して下さい。異なる厚さを同一申請に含める場合は、プライ数と厚さの関係を示して下さい。また接着剤の塗布量 (g/m²) (単板間の塗布量、いわゆる片面の塗布量を記載して下さい。) を記載して下さい。また、当該基材に使用する接着剤についても組成及びその比率を質量％で記載して下さい。併せて MSDS(製品安全データシート)を添付してください。

合板の記載例

厚さ(mm) : 〇〇±〇
 密度(kg/m³) : 〇〇±〇
 単板樹種 : 〇〇
 単板厚さ(mm) : 〇〇±〇
 プライ数 : 〇〇
 接着剤種類 : 〇〇樹脂系接着剤
 接着剤塗布量(g/m²) : 〇〇±〇（製造時）
 接着剤の組成（質量％）

フェノール樹脂	〇〇±〇
水	〇〇±〇
〇〇（物質名）	〇〇±〇
ホルムアルデヒド	〇〇±〇

（接着剤の MSDS 必須、日本接着剤工業会の登録番号など）

以上の情報から合板 1 m²あたりの接着剤量(g)が計算できます。

接着剤量(g) = (プライ数 - 1) × 接着剤塗布量(g/m²)

◆集成材の場合

厚さ、樹種、密度、ラミナ厚さ、ラミナ幅、横はぎ・縦継ぎの方法、積層する場合は積層数を記載して下さい。複数樹種を記載する場合は当該樹種の密度（平均値＋公差）を記載して下さい。樹種が多い場合、一覧表で別紙としてください。

集成材の場合、集成材の横はぎ部、縦継ぎ部及び積層部に使用する接着剤の種類及び塗布量 (g/m²) を記載して下さい。また、当該基材に使用する接着剤についても組成及びその比率を質量%で記載して下さい。併せてMSDS(製品安全データシート)を添付してください。

集成材の記載例

厚さ(mm) : ○○±○

樹種 : ○○

密度 : ○○±○

ラミナ厚さ(mm) : ○○±○

ラミナ幅(mm) : ○○±○○

横はぎ、縦継ぎの方法 : バットジョイント、フィンガージョイント

積層数 : ○

接着剤種類

横はぎ部 : ○○樹脂系接着剤 塗布量(g/m²) : ○○±○ (製造時)

縦継ぎ部 : ○○樹脂系接着剤 塗布量(g/m²) : ○○±○ (製造時)

積層部 : ○○樹脂系接着剤 塗布量(g/m²) : ○○±○ (製造時)

接着剤の組成 (質量%)

フェノール樹脂 ○○±○

水 ○○±○

○○ (物質名) ○○±○

ホルムアルデヒド ○○±○

(接着剤のMSDS 必須、日本接着剤工業会の登録番号など)

以上の情報から集成材 1 m²あたりの接着剤量(g)が計算できます。

(1)積層数 1 の場合 : (縦継ぎ部接着剤量を除く)

$(1000/\text{ラミナ幅(mm)} - 1) \times \text{ラミナ厚さ(m)} \times 1 \text{ (m)} \times \text{横はぎ接着剤塗布量(g/m}^2\text{)}$

(2)積層数 2 以上の場合

$\text{積層数} \times ((1)\text{の接着剤量}) + (\text{積層数} - 1) \times \text{積層接着剤塗布量(g/m}^2\text{)}$

◆壁紙の場合

壁紙の種類 一般社団法人日本壁装協会の分類に従う。 <http://www.wacoa.jp/wall/index.html>

種類	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
商品分類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化アルミニウム紙 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

1. 紙系壁紙

紙（普通紙、難燃紙、紙布）を主素材とする壁紙。ただし表面化粧層にプラスチックを 20g/m²以上使用したものを除く。

2. 繊維系壁紙

有機質の繊維を主素材とする壁紙。植物性繊維またはレーヨン等のセルロース系再生繊維を主素材とするもの（化学繊維との混紡・交織などを含む）。化学繊維（アクリル、ポリエステル等）を主素材とするもの。動物性繊維織物を主素材とする壁紙。

3. 塩化ビニル樹脂系壁紙

塩化ビニル樹脂を主素材とするか、または表面化粧層に 20g/m²以上塩化ビニル樹脂を使用している壁紙。裏打ち材には普通紙、難燃紙、無機質紙、織布などが用いられることがある。

4. プラスチック系壁紙

塩化ビニル樹脂を除くプラスチックを主素材とするか、または表面化粧層に 20g/m²以上プラスチックを使用している壁紙。裏打ち材には普通紙、難燃紙、無機質紙、織布などが用いられることがある。

5. 無機質系壁紙

無機質紙・無機質骨材・ガラス繊維など無機質を主素材とする壁紙。ただし、表面化粧層にプラスチックを 20g/m²以上使用したものを除く。

6. その他

特有の施工法による壁紙。その他上記の5種類に該当しないもの。

⑤ホルムアルデヒドを含まないその他の材料

- 使用する材料名は、一般名で記載して下さい。
- 使用する材料が、JIS 品等の場合、該当する JIS 規格番号等を記載して下さい。
- 使用する材料の必要な寸法（直径、厚さ、長さ等）、質量等を記載して下さい。
- 使用する材料の MSDS（材料安全データシート）を添付してください。
- 木材は、樹種名が確認できる資料を添付して下さい。俗称での申請はできません。樹種名の確認には以下のホームページなどが参考になります。

世界の木材 905 種 材質一覧 <http://www.e-wood.info/>

（木の情報発信基地ホームページ）

木材図鑑 <http://www.fuchu.or.jp/~kagu/mokuzai/>

⑥ホルムアルデヒド低減化処理剤

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価の原則は、発散が少ない接着剤を用いた建築材料を評価することです。ホルムアルデヒド低減化処理は、基材からの発散を化学反応でホルムアルデヒド以外の化学物質に変えることから、反応メカニズムと持続性が確認できるための資料が必要となります。

ホルムアルデヒド低減化処理剤の評価は、以下の6項目での評価を原則としていますが、反応メカニズム、持続性、塗布量や塗布方法で疑義が生じた場合は、評価できない場合があるのでご了承下さい。

- (1) ホルムアルデヒド低減化処理剤の名称、型番
- (2) ホルムアルデヒド低減化処理剤の使用量（塗布量等）、使用方法（塗布方法等）
- (3) ホルムアルデヒド低減化処理剤のメカニズム、効率
- (4) ホルムアルデヒド低減化処理剤の持続性に関する計算値
- (5) ホルムアルデヒド低減化処理剤を使用した建築材料の3ヶ月以上の試験結果
- (6) ホルムアルデヒド低減化処理剤のMSDS

別途様式を用意していますので、担当者に確認下さい。また、ホルムアルデヒド低減化処理剤を製造している企業が発行している技術資料を添付して下さい。

(4-4) 申請建築材料の断面図・平面図

- ・様式4に申請建築材料の断面形状等を記載して下さい。
- ・表面側を上にして記載してください。
- ・構成材料及び厚さ等の仕様を記載してください。
- ・断面図から平面形状が読み取れないようなものの場合（波板形状やR形状の材料等）、必ず平面図を添付し主要な部分の寸法を記載してください。

(4-5) 申請仕様の範囲とホルムアルデヒド発散に影響する因子の説明書

性能評価において申請範囲がある場合、性能試験はホルムアルデヒド発散が最も多いものを選択します。そのため申請範囲でホルムアルデヒド発散に影響する因子（例えば、厚さ範囲、塗装仕様、塗装有無、仕上材の張り方（両面と片面）、接着剤の種類など）について記載し、安全側評価を行うことができる条件を、予備試験結果データや、透過性などの技術資料を参考に記載して下さい。

具体的には、以下の説明に基づいて、様式5の資料作成をお願いします。

- ・「項目」の欄には、申請範囲がある項目名（厚さ、仕上材の種類、接着剤種類等）を記載して下さい。
- ・「申請仕様の範囲」の欄には、当該申請の範囲（厚さであれば、その厚さ範囲、仕上材であれば、仕上材の種類）を記載して下さい。
- ・「ホルムアルデヒド発散に影響する因子及びその理由」の欄には、申請仕様の範囲の中でホルムアルデヒドの発散が最も大きいと思われる仕様とその理由、又は、いずれの仕様であってもホルムアルデヒドの発散は同一である理由を記載して下さい。
- ・ホルムアルデヒド発散に影響がある因子の特定については、担当者と事前相談を行い、

内容を確認して下さい。

- ホルムアルデヒド発散に影響のある因子が特定できるデータや技術資料などがあれば当該データ等を添付してください。
- 申請仕様に範囲がない場合、申請範囲がない旨を本説明書に記載して下さい。

(4-6) ホルムアルデヒド放散量試験 試験体仕様

- **様式6**に必要事項を記載して下さい。
- 一申請において、複数の試験を実施する場合、それぞれの試験体毎に試験体仕様を作成して下さい。
- 試験方法、試験体の選定等は、申請内容により、事務局で行います。そのため、あらかじめ、申請内容を事務局にお知らせ頂き、試験方法、試験体の選定をして下さい。
- 製造工程の欄には(4-7)で示す製造工程を引用するとともに、熱圧プレスの種類（多段式、連続式、その他）、熱圧プレス装置会社名と型番、熱圧温度、熱圧時間（連続式の場合は速度(mm/sec)とプレス長さ）を記載して下さい。（ホルム系接着剤を用いている場合に限る。）

(4-7) 材料の製造工程等に関する説明

- **様式7**にフローチャート等により当該申請に関する製造工程を記載して下さい。なお製造工程はISO9001の品質管理工程表を参考にして下さい。
- 原材料の受入検査に関する説明（受入検査の有無、検査方法の概要等）も併せて説明して下さい。
- 熱圧プレスの種類（多段式、連続式、その他）、熱圧プレス装置会社名と型番、熱圧温度、熱圧時間（連続式の場合は速度(mm/sec)とプレス長さ）を記載して下さい。（ホルム系接着剤を用いている場合に限る。）

(4-8) 施工方法（用途）

- **様式8**に当該申請建築材料の主な用途をご記入下さい。

(4-9) 申請会社等の概要

- **様式9**に必要事項をご記入下さい。
- 「本申請の使用等実績」については、使用用途ごとに使用開始時期及び今までの使用実績（枚数、重量等いずれでも可）を記載してください。
- 「品質管理の体制」については、JIS、JAS又はISO9000の取得状況を記載してください。また、取得している場合については、当該認定書等の写しを添付してください。
- **様式10**に示す製造工場確認資料に工場の写真を貼り付け、提出して下さい。

(4-10) その他必要な図書

- MSDS（製品安全データシート）の写し
- 試験体選定のため、公的試験機関での試験成績書
- その他評価に必要な書類等

6. 試験体作成要領

令 20 条の 7 第 2 項、同第 3 項及び同第 4 項の性能評価試験は、当財団で試験を実施します。試験方法は、原則、チャンバー法で行うこととしておりますが、JIS・JAS に該当する建築材料で、デシケーター試験によりホルムアルデヒド等級を評価することが可能なものについては、デシケーター法を選択することも可能です。どちらの試験方法で実施するかは、申請内容を確認させて頂き決定いたします。以下試験体送付に関する注意事項をまとめます。

6.1. 試験体採取報告書の提出

製造工場から試験体を採取し、適切に試験体から試験片を切り出していることを、評価員が判断できる資料として、試験体採取報告書を様式 11 に従い記載して下さい。デジタルカメラでの写真は 1024×768 ピクセル程度の解像度で十分確認ができます。様式 10 に写真を貼り付け印刷し、担当者捺印したものを郵送するか、もしくは E メール添付で担当者までお送り下さい。E メール添付の場合、ファイル容量により受信できない場合がありますので注意して下さい。

6.2. 試験体の採取と切断

試験体の採取は、チャンバー法で実施する試験体は製造後 7 日以内、デシケーター法で実施する場合は製造直後に実施してください。

試験体は、製造時に平積みされたボードの中央付近を対象とし、

- ・ チャンバー法の場合：16.5cm×16.5cm×Xcm（厚み）を 8 枚
- ・ ガラスデシケーター法の場合：15cm×5cm×Xcm（厚み）を 30 枚
- ・ アクリルデシケーター法の場合：放散対象表面積が 450cm²となる試験体を 8 枚に切り出してください。

6.3. 試験体の梱包

切り出したサンプルは、10 枚 1 組でアルミ箔を用いて包み（直射日光や他の材料からの吸着を避けるため）、更に食品包装用プラスチックフィルム等により密封（輸送中のホルムアルデヒド放散を避ける）してください。なお、いくつかの試験体を同時に発送される場合、それぞれ別々に密封して下さい。密封された試験体は、搬送中に密封状態が維持できる状態に梱包してください。

また申請書に記載した試験体仕様（様式 5）及び断面図の写しを試験体に同梱して下さい。

6.4. 試験体送付先

〒305-0802 茨城県つくば市立原 2 一般財団法人ベターリビング
つくば建築試験研究センター 技術評価部 受付担当者宛
TEL：029-864-1745

7. その他の手続き等

7.1. 申請の取下げ

申請後、当該製品等の製造中止等により性能評価の必要がなくなった場合等は、**様式11**により申請の取下げを行って下さい。取下げを行う場合、それまで評価を行った費用を請求させていただきます。

7.2. 申請内容の変更

申請後、会社名の変更、申請仕様等の変更をされた場合、**様式12**により申請内容の変更届出をご提出下さい。ただし、変更の内容によっては受け付けられないことがありますので、事前に担当者にご相談下さい。

8. 性能評価手数料

8.1. 性能評価手数料

性能評価手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第4号に規定されている手数料となります。また、消費税は非課税となります。なお、令第20条の7第2項から第4項に係る申請には、試験料金も含まれています。

No.	該当条項	性能評価手数料
1	令第20条の7第2項	41万円
2	令第20条の7第3項	
3	令第20条の7第4項	

8.2. 支払方法等

申請受付後、当財団より請求書を発行しますので、請求書を受け取った後お支払頂きますようお願い申し上げます。なお、振込手数料は、申請者にてご負担願います。振込先は下記のとおりです。

振込先：みずほ銀行丸の内中央支店 普 0172367 一般財団法人ベターリビング

9. 担当者及び連絡先

担当者及び連絡先は以下のとおりです。

No.	該当条項	担当者及び連絡先
1	令第20条の7 第2項	一般財団法人ベターリビング つくば建築試験研究センター 担当部長 岡部 <okabe@tbl.org> TEL：029-864-1745 FAX：029-877-0050
2	令第20条の7 第3項	
3	令第20条の7 第4項	

10. 国土交通大臣への申請のお手伝い

一般財団法人ベターリビングではホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務を引き受け、性能評価書を交付した場合に、申請者の要望に応じて国土交通大臣への認定申請をお手伝いしています。

認定申請のお手伝いを希望される場合には、個別に当財団担当者に日程等の確認をいただくと共に、ベターリビングのホームページよりファイルをダウンロードし必要事項記入して下さい。なお、認定申請に際し、2万円の収入印紙が必要となります。

構造方法等の認定申請のお手伝いについて

<http://www.cbl.or.jp/comp/kseino/tetsudai.html>

11. 建築確認手続き等の運用改善の方針について

(国土交通省ホームページ 報道発表資料 平成22年1月22日)

建築確認審査の迅速化、申請図書簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を行ってきたところでありますが、以下のとおり建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめました。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、3月末を目途に公布を行い、6月に施行する予定です。

国土交通省ホームページ参照

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000142.html

<申請図書の簡素化関係>

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

「10.国土交通大臣への申請のお手伝い」を行う案件については、大臣認定データベースの登録義務化を了解頂いたものとして対応させていただきますので、ご了承下さい。

12. 変更履歴

平成15年 3月14日制定
平成15年10月21日改訂
平成16年 8月31日改訂
平成18年10月 1日改訂
平成19年10月24日改訂
平成20年 8月 1日改訂
平成22年 6月18日改訂
平成24年10月 1日改訂
平成25年 8月 1日改訂
平成27年 6月 5日改訂
平成28年 6月16日改訂